

令和2年12月14日

米子市高齢者保健福祉計画及び  
介護保険事業計画策定委員会  
委員長 西井 通 様

( 提 出 者 )

氏 名

米子市高齢者保健福祉計画及び  
介護保険事業計画策定委員会  
委 員 手嶋 恒久

令和2年度 第3回 米子市高齢者保健福祉計画及び

介護保険事業計画策定委員会での協議要望事項

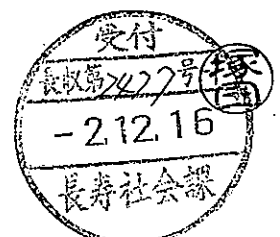
1. 令和2年11月27日開催の、令和2年度 第2回米子市高齢者保健福祉計画及び  
介護保険事業計画策定委員会で提示された、  
介護保険 第2号被保険者の実態調査の結果から、

( 問 題 点 )

- 1) 被保険者本人は、今以上に医療、介護、就労 等を専門家に、  
相談することを希望している
- 2) 多数の被保険者本人も発病により離職したり、介護者も離職したり  
介護に多大の時間を費やしている人がいる現状から、発病後の本人や配属者、  
そして子供の生活環境の悪化は容易に推測できる
- 3) 本人、介護者が、介護、医療、障がい、就労、障がい年金、子供の就学 等の  
多岐の問題を各種制度毎の別々の窓口で個々に相談する時間と知識が、  
大きな負担となる。

( 提 案 )

現在でも、米子市内の各 地域包括支援センターでは、  
居住市民の介護、福祉、医療 等の相談に応じる  
「 総合相談 」業務があるが、  
今後、就労、年金、就学 等の、  
問題を追加して、より専門性のある機構を



米子市内地域包括支援センターの1か所だけにでも、

平日と土曜日だけでも開設される

「総合相談センター」のような機関を、新設出来ないのか、  
そして、その具体的構想を  
第8期米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）  
の中の第3章 3 第2号被保険者（要介護認定者） 実態調査の  
中に提言を出来ないのか。

2. 米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の委員構成の  
見直しについて、

（理由）

介護保険の被保険者の不透明、不公平、不満、不審感を軽減し、  
発足以来、介護保険の利用者抜きで審議されて来た議論を、  
実情に合った介護保険事業への提言を委員会へ反映させる為

（提案）

現在までの専門職以外の一般市民を対象にした委員の中で  
「被保険者・介護者を代表する者」での応募基準では無く、  
新しい応募基準を「介護保険を利用する者」として、  
現在、要介護認定の1名以上の委員を、必ず選出する事とする  
その際、本人の希望があれば氏名の公表はしない等の考慮をする。

第8期米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が開始される  
令和3年4月1日から任命する。

※ 上記事項の回答を令和2年12月18日（金）までに文書で送付をお願いします。

※ 回答文書を令和2年12月21日（月）の  
令和2年度第3回米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会で  
各委員への配布をお願いします。